破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５４号
青森県十和田市東十五番町39番25―１号　プルミエＡ号
債務者　高松　華絵
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　秀明
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５２号
秋田県鹿角市花輪字赤川端24番地４
債務者　佐藤　明男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６５号
秋田県大館市下代野字天下道下１番地90、住民票上の住所秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地８番地４
債務者　濵田　金一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３１９号
函館市中島町34番５号
債務者　松本　富雄
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
奈良市西大寺国見町１丁目１番509号
債務者　唐津　正彦
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和島美枝子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県南九州市川辺町田部田4329番地１
債務者　薗田　剛裕
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３０号
鹿児島県南九州市川辺町永田1516番地１、申立時の住所鹿児島県南九州市川辺町平山6876番地　みどり荘２号
債務者　五反田優一郎
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保澤　享平
4　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５９号
千葉県茂原市萩原町２丁目22番地５
債務者　森田　薫之
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神定　　大
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
千葉県茂原市高師403番地
債務者　吉野　　満
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　　泰
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
北九州市八幡西区美吉野町11番21号
債務者　藤田　利春
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４９号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番30号203号室
債務者　大野　貴敦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4151番地５
債務者　有馬　四男
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
鹿児島県肝属郡肝付町前田638番地５
債務者　有馬　純嗣
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
富山市**蓮**町４丁目５番26号
債務者　砂田　惠子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　破産債権の届出期間　平成23年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
富山地方裁判所民事部